

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 ユウゲンガイシャ 有限会社 ダイハチケンセツ 大八建設  
 住所 〒634-0051 奈良県橿原市白橿町4丁目21番1号  
フリガナ代表者氏名 マンモト 代表取締役 ユカリ 松本 由加里  
 電話番号 0744-28-5115  
 FAX番号 0744-27-0166  
 メールアドレス main.daihachi@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 大八建設  
住 所 奈良県橿原市白橿町4-21-1  
代表者氏名 代表取締役 松本 由加里



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	有限会社 <small>ダイハチケンセツ</small> 大八建設		
住 所	奈良県橿原市白橿町4丁目21番1号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>マツモト ユカリ</small> 松本 由加里		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の変更	代表取締役 松本 吉子	代表取締役 松本 由加里	令和1年10月 日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 有限会社 大八建設

住 所 奈良県橿原市白橿町4丁目21番1号

代表者氏名 代表取締役 松本 由加里



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県橿原市白橿町四丁目21番1号  
有限会社大八建設

会社法人等番号	1500-02-007508	
商号	有限会社財商事	
	有限会社大八建設	平成15年 1月26日変更
本店	奈良県橿原市兵部町2番7号	
	奈良県橿原市白橿町四丁目21番1号	平成16年 3月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
会社成立の年月日	昭和62年2月14日	
目的	1. 土木建築工事業 2. 舗装工事業 3. 管工事業 4. 前各号に附帯する一切の業務 平成17年 3月30日変更	
		平成17年 4月18日登記
発行可能株式総数	5000株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5000株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
資本金の額	金500万円	

奈良県橿原市白橿町四丁目21番1号  
 有限会社大八建設

株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記</p>	
役員に関する事項	<p>奈良県橿原市兵部町2番2号          取締役 松本吉子</p>	平成24年3月1日就任
		平成24年3月5日登記
	<p>奈良県橿原市白橿町四丁目21番1号          取締役 松本吉子</p>	平成30年6月1日住所移転
		令和1年10月28日登記
	<p>奈良県橿原市白橿町四丁目21番1号          取締役 松本由加里</p>	令和1年10月1日就任
	令和1年10月3日登記	
<p>代表取締役 松本由加里</p>	令和1年10月1日就任	
	令和1年10月3日登記	
登記記録に関する事項	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により          平成16年5月24日移記</p>	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和元年10月29日

奈良地方法務局橿原出張所  
 登記官

房 本 務



# 定 款

この定款は、原本と相違ないことを証明する。

令和 1 年 10 月 29 日

奈良県橿原市白旗町丁目21番1号  
有限会社 大八建設  
代表取締役 松本由加里



有限会社 大八建設

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、有限会社 大八建設 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事業
2. 舗装工事業
3. 管工事業
4. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県橿原市 に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 5 0 0 万円とする。

## 第 2 章 社員および出資

(出資の口数及び 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 5 0 0 0 口に分かち、出資 1 口の金額は、  
金 1 0 0 0 円とする。

(出資者氏名、住所及びその出資口数)

第 6 条 出資者氏名及び住所並びに出資口数は、次のとおりとする。

(住所) 奈良県橿原市白橿町 4 丁目 2 1 番 1 号

5 0 0 0 口 (氏名) 松本 由加里

## 第3章 社員総会

### (社員総会)

第7条 当会社の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年5月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

### (総会の招集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- 2 社員総会を招集するには、会日より5日前に各社員に対して、その通知を発することを要する。

### (議長)

第9条 総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

### (決議)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

### (議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

### (決議事項の通知)

第12条 社員総会において決議した事項は、各社員に通知することとする。

## 第4章 役員

### (員数)

第13条 当会社には、取締役1名以上を置く。

### (選任の方法)



第 14 条 当会社の取締役及び監査役は、当会社の社員中より社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(社員および代表取締役)

第 15 条 当会社に社長 1 名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。  
2 当会社を代表する取締役は、社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第 16 条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

(営業年度)

第 17 条 当会社の営業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(社員配当金)

第 18 条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。